

① 損金として認められる役員への給与

法人税法上、役員に対して支給する給与について損金として認められるのは、原則、次の3つのパターンとされています。

- 定期同額給与
- 事前確定届出給与
- 業績連動給与

これらのうち、役員に対して賞与を支給し、これを損金としたいと考えたときに利用できるのは、**事前確定届出給与**です。

② 利用時の留意点

事前確定届出給与を利用するときに特に留意しておきたい点は、次の2点です。

1. 期限内に提出すること

届出書は、原則、次の①と②のうちいずれか早い日までに提出する必要があります。

- ① 株主総会等の決議により給与の定めをした場合におけるその決議日（その決議日が職務執行開始日後である場合にはその開始日）から1ヶ月を経過する日
- ② その会計期間開始の日から4ヶ月（確定申告書の提出期限の延長特例の指定法人は別途定めあり）を経過する日

2. 記載したとおりに支給すること

届出書に記載したとおりに支給をしないと損金としては認めてもらえません。たとえば100万円を支給すると記載があるのに、50万円しか支給しなければ、支給した50万円は全額損金不算入となります。なお、3つのパターンに基づく支給であっても、それが不相当に高額な部分の金額と認められると、損金とは認めてもらえません。事前確定届出給与を利用する場合には、事前に当事務所へご相談ください。

	岡山市省工ネ機器更新緊急支援補助金（第3弾）	岡山市中小企業支援事業補助金〈通常枠〉
補助対象者	岡山市内に事業所を有するもの（第1弾、第2弾の交付を受けた事業者を除く）等	本店登記が岡山市内にある中小企業者又は小規模企業者（個人にあっては本市内に住民登録を行っていること）であって、補助対象事業を本市内で行うこと）等
補助額	法人：上限200万円、下限15万円 個人事業主：上限50万円、下限10万円	補助限度額：300万円
補助率	2/3	1/2
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・生産設備やサービス等を提供するために必要な事業用の省工ネ設備・機器（<u>更新に限定</u>） ・更新前と比較して、1台（LED照明設備の場合は一式）ごとに「<u>5%以上</u>」の省エネルギー効果が見込まれる設備・機器が対象（設備・機器メーカーまたは、納入業者による証明が必要） ・設備・機器1台ごとの本体価格（但し、LED照明設備の場合は本体価格及び設置工事費一式）について法人の場合は<u>税抜22.5万円以上</u>、個人事業主の場合は<u>税抜15万円以上</u> ・例として、工作機械、高性能ボイラ、LED照明設備、空調機器（エアコン）、厨房機器、冷凍・冷蔵庫、重機、フォークリフト等 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備・システム（専ら補助事業のために使用される機械・装置・システム等）の購入に要する経費 ・設備の新設・更新いずれも対象 <p>【補助対象から除くもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の業務に使用できる汎用性の高い設備等の導入経費（パソコン・プリンタ・エアコン・デジタル複合機・カメラ・表計算ソフトなど） ・設備等のリース、レンタル料・中古品の設備等導入に要する経費・自動車等車輛、重機・農林漁業用機械設備、システム・原材料費、消耗品類に要する経費・一方的な情報発信のためのホームページ作成、改修経費
受付期間	令和6年5月7日（火）～5月20日（月） ※石井会計へ申請手続きをご依頼の場合、5月13日（月）までにお申し付けください。	令和6年5月7日（火）～6月28日（金） ※石井会計へ申請手続きをご依頼の場合、6月中旬までにお申し付けください。